

債権回収、労務問題、取引先トラブル、事業再生、事業承継、顧客クレーム・・・
ビジネスに潜む法的問題についてご相談に乗ります

大阪弁護士会中小企業支援センター

企業経営者様・ご担当者様向け

経営法務セミナー

経営者のための契約書作成術～民法改正対応～



この度、事業者向けの契約書作成セミナーを開催させていただきます。
事業者の皆様が接する機会が多い契約書の作成やチェックの際に、どのような点に注意すればよいのか？などの留意点を、2020年4月1日より施行される改正民法も踏まえつつ、わかりやすくお話いたします。
また、セミナー終了後は、参加者を対象に、経営にまつわる法律相談全般について、無料法律相談を実施します。奮ってご参加ください。

講師 橋田 浩 弁護士 橋田法律事務所

大阪弁護士会 民法改正問題特別委員会副委員長

債権法改正に関し、日本弁護士連合会司法制度調査会に設置された法制審議会のバックアップチームに参加する以外に、企業の法務担当者に対するセミナーの講師等も担当

◆日時 平成31年1月28日(月) 午後1時～午後4時

<セミナー> 午後1時～午後2時45分

<法律相談> 午後3時～午後4時(希望者のみ)

◆会場 大阪弁護士会館 2階会議室 (大阪市北区西天満1-12-5・裏面参照)

◆参加費 無料

◆定員 200名(定員に達し参加をお断りする場合に限り、ご連絡いたします)

◆申込方法 平成31年1月21日(月)午後5時までに、下記申込書をFAX送信もしくはWebの参加申込みフォーム(専用URL <http://bit.ly/OBA-event0128>)にてお申込みください。

◆問合せ先 大阪弁護士会 中小企業支援センター (TEL. 06-6364-7661)



申込書 FAX : 06-6364-5069 (切り取らずにご送信ください)

フリガナ 事業所名		(セミナー参加人数 名)
住所	(〒 -)	
電話番号		
フリガナ 氏名	(部署・役職)	
セミナー終了後の無料法律相談について	希望する	希望しない

※ご提供いただいた個人情報・企業情報は、大阪弁護士会プライバシーポリシーに従い、厳重に管理いたします。また、この情報に基づき、大阪弁護士会より、セミナー等のイベントのご案内をさせていただくことがあります。



■大阪弁護士会館

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分